



### コンテンツ一覧

- 整形外科・脊椎外科外来受診変更のご案内 ..... 1
- ほね元気外来診療曜日変更のご案内 ..... 3
- 整形外科・脊椎外科の紹介状を  
持参した場合の外来受診の流れ... 2
- リハビリテーション科の  
診療体制について ..... 4
- 紹介状(診療情報提供書)持参のお願い... 3
- 集中手術日の設定について ..... 4
- 診療報酬改定のご案内 ..... 4

## 整形外科・脊椎外科外来受診変更のご案内

平成28年4月1日から毎週木曜日は集中的に手術を実施するため、整形外科・脊椎外科の外来診察は休診とさせていただきます。

### 整形外科・脊椎外科医師担当表

		月	火	水	木	金
午前	1診	岩淵	白土	岩淵 (1,3,5週) 福田 (2,4週)	休診 (手術日)	白土 (1,2,3週)
	2診	福田	小松 (4週を除く)	島崎 (2,4週)		小松 (4,5週)
	3診	福島医大 出張医	嶋崎	福島医大 出張医		福島医大 出張医
午後	1診	/	※側弯症 外来	/		/

※不定期：受診予約のある患者さんのみが対象です。

円滑な診療と外来待ち時間の短縮を図るため、整形外科・脊椎外科については紹介状・予約制を導入させていただきます。

### 初めて受診される方

初診時にはかかりつけ医療機関の「紹介状」をご持参ください。

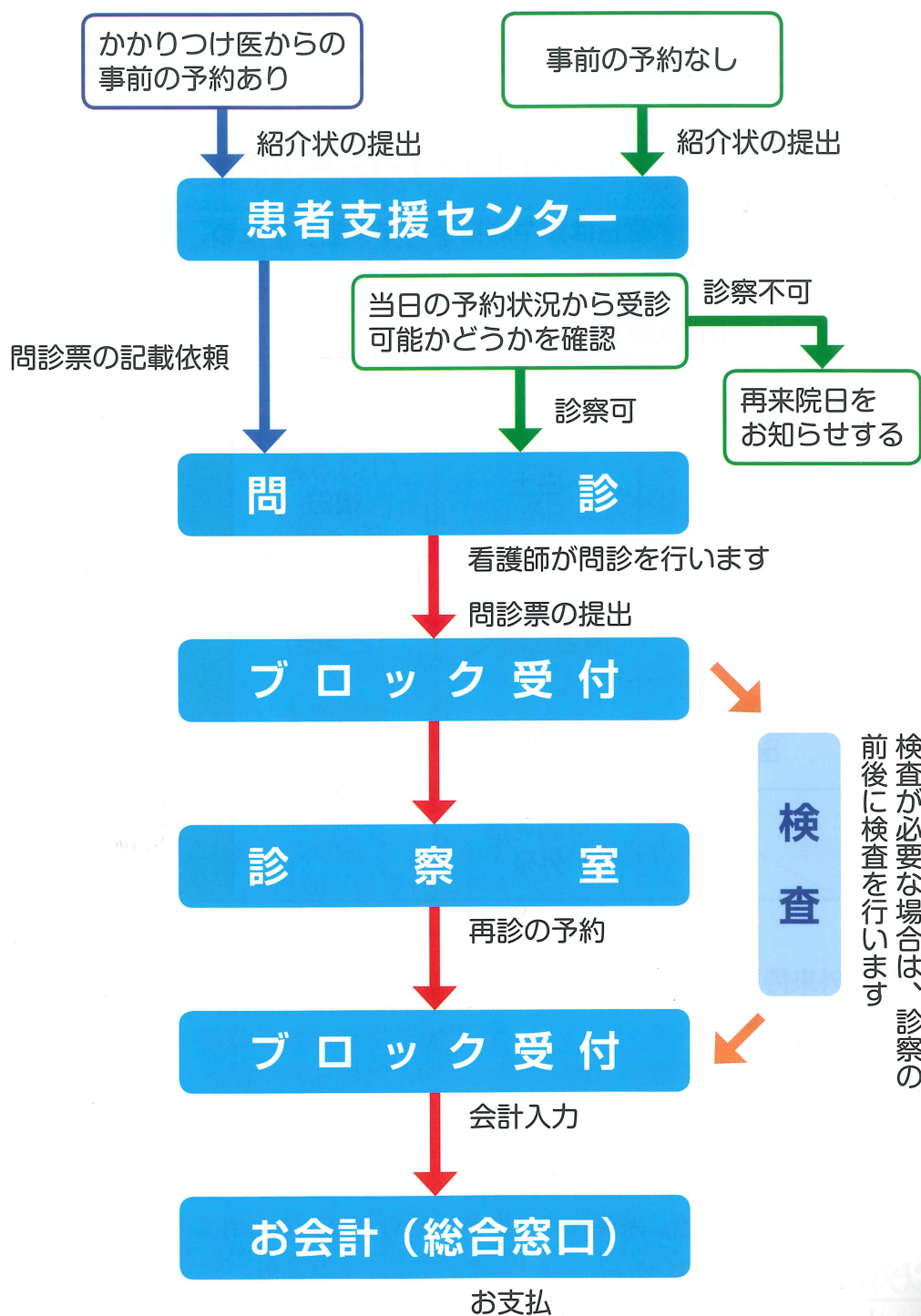
その際には、外来での待ち時間短縮を図るため、かかりつけ医を通じて事前の予約もお願いいたします。事前の予約がない場合、来院日に診療が受けられないこともございますのでご了承ください。

### 予約日以外に来院される方へ

再診の方で、予約日以外に診察を受けたい場合は、事前に予約の変更を行ってください。ただし、希望日に予約がとれないこともありますのでご了承ください。

予約なしの場合、来院日に診察を受けられないこともございますのでご了承ください。

# 整形外科・脊椎外科の紹介状を持参した場合の外来受診の流れ



## 紹介状（診療情報提供書）持参のお願い

当院は、地域における急性期医療の基幹病院でありたいと考えています。

そのため、慢性的な病気や普段の健康管理はかかりつけの医療機関へお願いし、専門的な検査や診察・入院が必要な治療は当院が担当しています。かかりつけの先生からの紹介状は、患者さんを知る有効な診療情報となりますので、できる限りお持ちください。

### 患者さんからみたメリット

- ①診療所と病院の医師の連携が良いので安心感があります。
- ②紹介状には、病状や検査結果も添えられているので、患者さんの医療情報が把握できます。
- ③保険外併用療養費は減免されます。
- ④症状に応じた適切な医療が受けられます。
- ⑤待ち時間が短くなります。

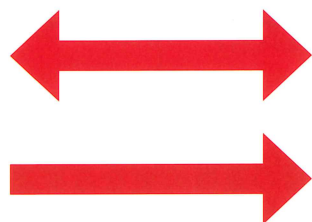
### 病院からみたメリット

- ①病院と診療所間の情報が多くなり、コミュニケーションが良くなります。
- ②病院と診療所間の役割分担が明確になり、各々本来の機能が発揮できます。
- ③患者さんの待ち時間が短くなります。



患者がアクセスしやすい診療所等  
(かかりつけ医をもつ)

必要に応じて適切に  
紹介・逆紹介



紹介状なしで大病院を  
受診した場合の定額負担

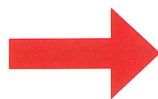


専門的な診療を提供する  
地域の拠点となるような病院

## ほね元気外来診療曜日変更のご案内

平成27年11月に新たに開設した「ほね元気外来」につきましては、毎週火・水・木曜日を診療日としておりましたが、この度、平成28年4月1日から毎週木曜日の整形外科・脊椎外科の外来診療が休診となることに影響され、以下のとおり診療日が変更となります。

平成28年3月31日まで  
火・水・木曜日



平成28年4月1日から  
月・火・水曜日

# リハビリテーション科の診療体制について

平成28年4月1日より整形外科・脊椎外科の毎週木曜日の外来診療が休診となることから、リハビリテーション科においても外来の対応は休止することとし、木曜日は病棟の患者さんのみのリハビリとさせていただきます。



## 集中手術日の設定について

平成28年4月1日より整形外科・脊椎外科の毎週木曜日の外来診療が休診とする代わりに、毎週木曜日を集中的に手術を実施する日として定めさせていただきます。その影響で、手術待ちの患者さんを減らせたり、手術までの日数を短縮出来るなどの効果が見込まれます。



## 診療報酬改定のご案内

2016年の診療報酬の改定に伴い、平成28年4月1日より保険外併用療養費（初診料）の額が変更されます。

### 1 制度改定の趣旨

地域医療機関間の機能分担及び病務の連携の更なる推進を図る観点から、他の保険医療機関等からの紹介なしに一般病床500床以上の病院を受診した患者様については、初診及び再診に係る加算料の定額を患者様から徴収することが責務とされました。

### 2 初診及び再診に係る加算料の変更

当院は一般病床500床以上の病院ではありませんが、福島県立医科大学の附属施設であることから、同一の扱いとされ、初診及び再診に係る加算料を下記3のとおり改正し、平成28年4月1日より患者様に請求させていただくこととなりました。

### 3 初診及び再診に係る加算料の金額

(1) 紹介状を持参しない初診患者に対する加算料

他の医療機関からの紹介状をお持ちでない場合には、初診料とは別に下記の金額（消費税込み）をお支払いいただきます。

ア 医科	初診料算定1回につき	5,400円
イ 歯科	初診料算定1回につき	3,240円

※初診には、いったん治ゆした後や、治療中断後に来院した場合を含みます。

(2) 当院から他の医療機関に紹介状を出す旨の説明を受けた再診患者に対する加算料

他の医療機関に紹介状を出す旨の説明を受けたが、当院を受診される場合には、再診料とは別に以下の金額（消費税込み）をお支払いいただきます。

ア 医科	外来診療料算定1回につき	2,700円
イ 歯科	外来診療料算定1回につき	1,620円